

令和2年6月入札開始分から制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

令和2年6月入札開始分から入札時に

下記の各書面の提出が入札書毎に必要になりました。

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※提出後の訂正はできません。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

金沢地方裁判所 執行官室 ☎076-262-4745 / 七尾支部 執行官室 ☎0767-52-4607

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 8月 8日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 高 桑 みさき

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 8月 27日 午前 8時30分から 令和 7年 9月 3日 午後 5時00分まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 9月 10日 午前10時00分 金沢地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 9月 24日 午前 9時45分 金沢地方裁判所
特別売却 実施期間	令和 7年 9月 11日 午前10時00分から 令和 7年 9月 11日 午後 3時00分まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 8月 8日から当庁競売物件閲覧室に備え置きます。

入札がなかった場合、特別売却を実施します（特別売却の受付は、期間中、午前10時から午後3時まで）



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 7 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 610, 000 6, 088, 000	一括	1, 522, 000	61, 575	12, 772
1	4, 460, 000				
2	3, 150, 000				



物 件 目 録

- 1 所 在 河北郡津幡町字横浜に
地 番 49番2
地 目 宅地
地 積 257.42平方メートル
- 2 所 在 河北郡津幡町字横浜に 49番地2
家屋 番号 49番2
種 類 居宅・事務所
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 116.50平方メートル
2階 37.13平方メートル
(現況)
種 類 居宅



物 件 明 細 書

令和 7年 6月11日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 高 桑 みさき

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|---------------------|-------------------|
| 1 | 所 在 | 河北郡津幡町字横浜に | |
| | 地 番 | 4 9 番 2 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 5 7. 4 2 平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 河北郡津幡町字横浜に 4 9 番地 2 | |
| | 家屋 番号 | 4 9 番 2 | |
| | 種 類 | 居宅・事務所 | |
| | 構 造 | 木造瓦葺 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 1 1 6. 5 0 平方メートル |
| | | 2 階 | 3 7. 1 3 平方メートル |
| | (現況) | | |
| | 種 類 | 居宅 | |

令和7年(ケ)第14号
令和7年4月10日受理
令和7年5月29日提出

現況調査報告書

金沢地方裁判所

執行官 赤尾 和義

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 河北郡津幡町字横浜に
地 番 49番2
地 目 宅地
地 積 257.42平方メートル
- 2 所 在 河北郡津幡町字横浜に 49番地2
家屋 番号 49番2
種 類 居宅・事務所
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 116.50平方メートル
2階 37.13平方メートル



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	(住居表示未実施)		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)		
その他の事項	工作物として、カーポートがある(土地建物位置関係図参照)。		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる(☒ 主である建物 ☐ 附属建物) ☒ 種類：居宅 ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積： {		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)		
その他の事項	工作物として、玄関ポーチ及び小屋裏収納がある。		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日 {		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 私は、本件土地、建物の所有者です。 2 本件建物には、私と両親の3人が居住しています。 3 本件建物内において、犬、猫等のペットを飼っていません。 4 本件建物につき、雨漏り等の不具合はありません。 5 本件土地の境界について、隣地所有者と争いはありません。 6 本日の立入り調査について、出張中のため立会いできません。2度目になりますが、来週に期日を変更してください。 (令和7年5月19日に電話で聴取) 7 本日の立入り調査について、出張中のため立会いできません。解錠して立ち入ってもらって結構です。 (令和7年5月27日に電話で聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年4月11日 (金)	執行官室 (郵便)	津幡町役場に家屋平面図交付申請書送付 (郵券110円, 返信用郵券110円添付)
7年4月16日 (水) 8:30-8:35	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 占有調査 ☐ 写真撮影 ☐ から聴取
7年4月16日 (水)	執行官室 (郵便)	所有者に立入調査通知書送付 (郵券110円)
7年4月28日 (月) 8:30-8:40	法務局 (本局)	登記事項証明書取寄 公図等閲覧
7年5月19日 (月)	執行官室 (電話)	所有者から聴取
7年5月27日 (火) 10:45-11:30	物件所在地	立入調査 (全室) 占有調査 写真撮影 所有者から電話で聴取 評価人同行
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

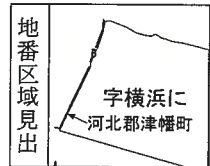
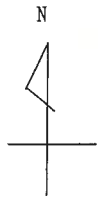
☒ 令和7年 5月27日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人(評価人)を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

イ 68-3 ハ 68-1 ホ 14-1 ト 28-2 リ 28-4 ル 29-3
 ロ 74-1 ニ 10-2 ヘ 17-1 チ 28-3 ス 28-9 ヲ つづく



A 河北郡津幡町
 B 河北郡津幡町

請 求 部 分	所 在	河北郡津幡町字横浜に				地 番	49番2			
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 記 事 項		

A4に縮小

ヲ 7-4
ワ 9-1
カ 24-3
ヨ 25-1
タ 25-7
レ 25-15
ソ 25-5
ツ 25-6
ネ 26-4
ナ 26-2
ラ 27-2
ム 25-10
ウ 43-3
ノ 60-1
オ 60-3
ク 60-4
ヤ 61-1
マ 61-3
ケ 61-6
フ 63-3
コ 65-1
エ 65-6
テ 66-1
ア 66-7
サ 76-3
キ 78-1
ユ 78-2
メ 82-4
ミ 82-8
シ 83-5
ヒ 83-7
モ 83-8
セ 83-6
ス 水
ン 道
イ 67-3
ロ 77-1
ハ 77-3
ニ 62-6
ハ 63-7
ハ 63-8
ハ 62-7
ハ 80-4
ハ 80-2
ハ 20-2
ハ 55-3

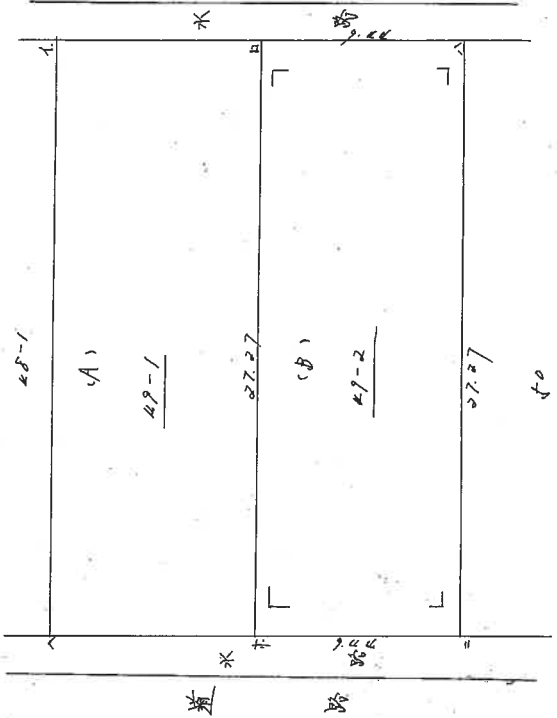
952887

地番 49-2-49-1

土地の所在 石川県河北郡津幡町横浜

地積測量図

49-2-49-1



求積

(B) $27.27 \times 27.27 = 257.6258 \text{ m}^2$

(A) $51.5 - 257.6258 = 257.5712 \text{ m}^2$

境界点	境界線の種類	摘要
1. 八二一	国界線	2007.10.1
2. 八二二	合設樹筋杭	
3. 八二三		
4. 八二四		

作製者 河北郡津幡町 土地家屋調査士

昭和55年7月5日作製

申請人

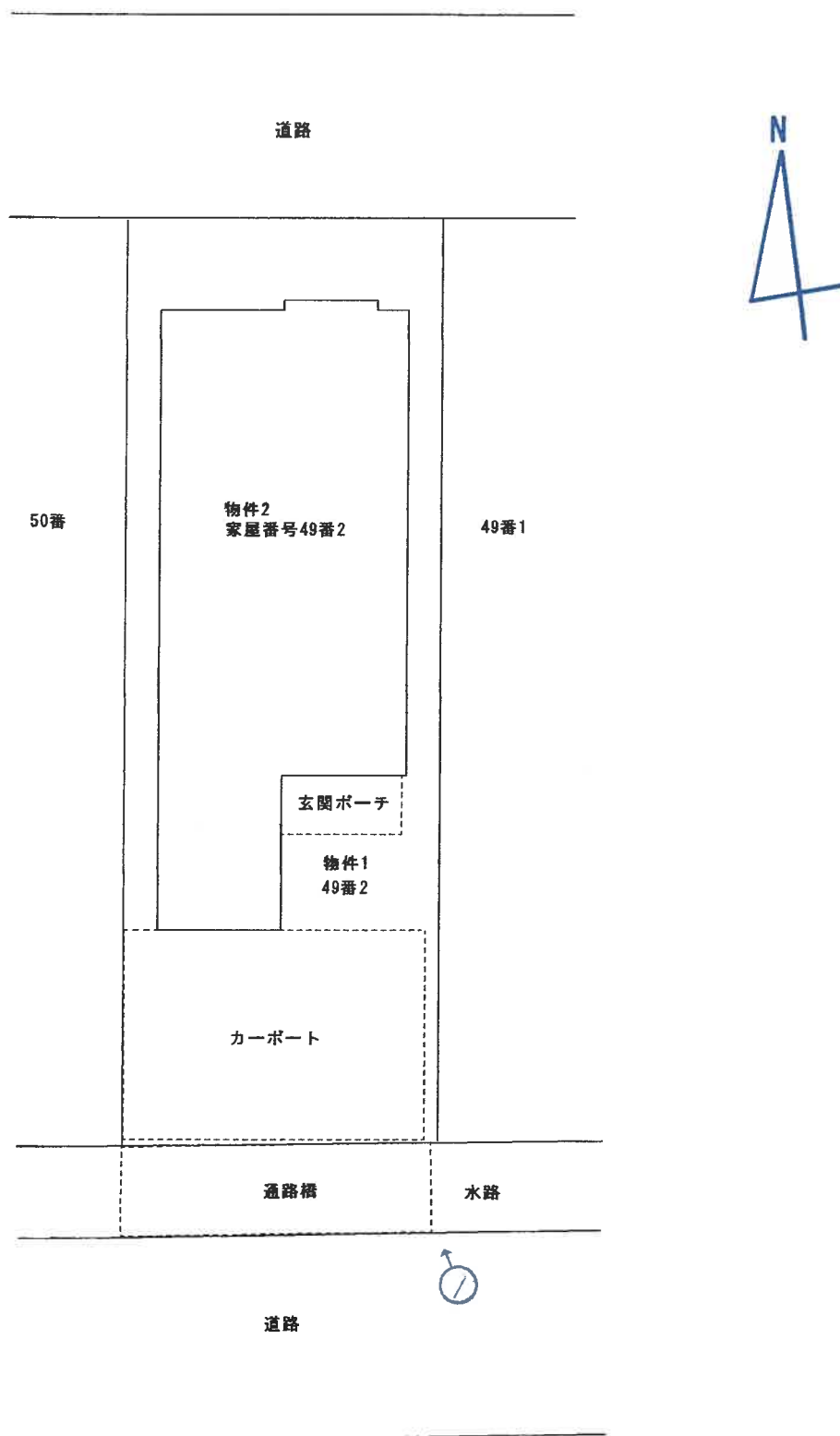
縮尺 1/250

(長報附)

55.7.10

A4に縮小

土地建物位置関係図



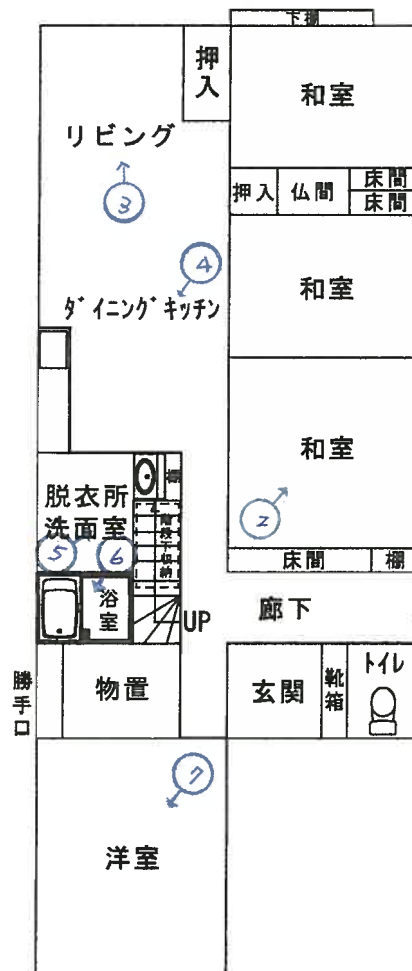
写真撮影の位置・方向
及びその番号を示す

※ 当該図面は現地概測、法務局備付の地図等から推定して作成したものであり、必ずしも正確な図面ではない。

建 物 間 取 図



2 階



1 階

↑ 写真撮影の位置・方向
及びその番号を示す

※ 当該図面は現地概測、法務局備付の地図等から推定して作成したものであり、必ずしも正確な図面ではない。

写真①



写真②



写真③



写真④



写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



令和7年（ケ）第14号
令和7年5月27日現地調査
令和7年5月29日評価

金沢地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

神田 勝廉

第1 評価額

一 括 価 格		
金 7,610,000 円		
内 訳 価 格		
物件1（土地）	金	4,460,000 円
物件2（建物）	金	3,150,000 円

- 1 一括価格は、本件各物件の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 土地の内訳価格は建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、建物の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記録と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	河北郡津幡町字横浜に 49番2 宅地 257.42 m ²	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	河北郡津幡町字横浜に 49番地2 49番2 居宅・事務所 木造瓦葺2階建 1 階： 116.50 m ² 2 階： 37.13 m ² 延床面積： 153.63 m ²	居宅
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	JR七尾線「津幡」駅の北西方・道路距離約1.5km 最寄バス停「横浜西」の北西方約330m（徒歩約4分） （別添「位置図」参照）						
付 近 の 状 況	一般住宅のほか農地も見られる旧来の住宅地域						
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都 市 計 画 区 分	非線引都市計画区域					
	用 途 地 域	第1種中高層住居専用地域					
	建 ぺ い 率	60%					
	容 積 率	200%					
	防 火 規 制	—					
	そ の 他 の 規 制	—					
画 地 条 件 等	規 模	257.42㎡					
	形 状	長方形					
	間 口 : 奥 行	約9.4m : 約27.3m					
	そ の 他	物件1の南端部が法定外公共物である水路に 接面している。（特記事項①参照）					
接面道路の状況	接面 方位	幅員 (m)	道路 種類	建築基準法 上の道路	高低差 (対道路)	介在 公共物等	セット バック
	北	約6	道路	該当	等高	—	—
土 地 の 利 用 状 況 等	物件2建物の敷地等として利用されている。 （別添「土地建物位置関係図」参照。）。						
供 給 処 理 施 設	上 水 道 : あり ガ ス 配 管 : なし 下 水 道 : あり （注）供給処理施設における「あり」とは敷地内までの引込がある状態をいう。「なし」とは敷地内までの引込がない状態をいう。「不明」とは役場等での確認事項に疑義がある場合等をいう。 なお、供給処理施設については、地下埋設管ルートを目視できず、詳細が不明であるため、別途工事費等が必要となる場合がある。						
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の有無は確認できなかったが、その可能性は低いと考えられる。また、詳細な調査を経なければ確定的な判断はできない。 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。						

特 記 事 項	①物件1は南端部で幅約2.7mの水路と接面している。この水路を介在して南側に町道が存する。現況は水路にコンクリート橋で架橋して南側の町道に出入りをしている状態であるが、津幡町監理課への聴取によれば、占用許可についての確認を得ることができなかった。詳細については同課にご照会ください。 ②北側道路については、位置指定道路（県央土第431号・平成20年5月7日）である。詳細については津幡町都市建設課にご照会ください。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和57年7月19日 新築 経過年数：約43年 経済的残存耐用年数：約一年
仕 様	構 造：木造 屋 根：瓦葺 外 壁：モルタル吹付 内 壁：ビニールクロスほか 天 井：ビニールクロスほか 床：フローリング、畳ほか 設 備：電気・給排水・衛生設備 そ の 他：－
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり。
現 況 用 途 等	現 況 用 途：居宅 間 取 り：別添「建物間取図」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状況	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	①建物に付属する設備については、動作確認を行っていないため、使用の可否については不明である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	57,900	1.04	257.42	0.80	12,400,000

ア 標準画地価格（公示地価格等からの規準）

地価公示 津幡-2

$$\begin{array}{ccccccc} \text{公示価格等} & & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & \text{地域格差} & & \text{標準画地価格} \\ 58,500 \text{ 円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{101} & \times & \frac{100}{100} \div \\ & & & & & & 57,900 \text{ 円/㎡} \end{array}$$

◇ 時点修正：公示地の標準価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：ない

◇ 地域格差：交通接近条件・環境条件等を考慮した。

イ 個別格差：画地条件格差等を考慮した。

ウ 地 積：登記面積による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価額を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価額 (円) ア×イ×ウ＝エ
2	190,000	153.63	0.01	290,000

ウ 現価率

- ・経済的残存耐用年数は認められないことから、主として観察減価法により上記のとおり記載した。

③ 工作物

次の工作物は建物価額に含めて評価しました。

玄関ポーチ、カーポート、小屋裏収納等

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア × イ = ウ
1	12,400,000	0.40	法定地上権	4,960,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を上記のとおり判定し、その割合を上記のとおり査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競 売 市 場 修 正 オ	評 価 額 (円) ((ア+イ)×ウ×エ×オ)
1	12,400,000	-4,960,000	1.0	1.0	0.6	4,460,000
2	290,000	+4,960,000	1.0	1.0	0.6	3,150,000
一括価格 (合計)						7,610,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

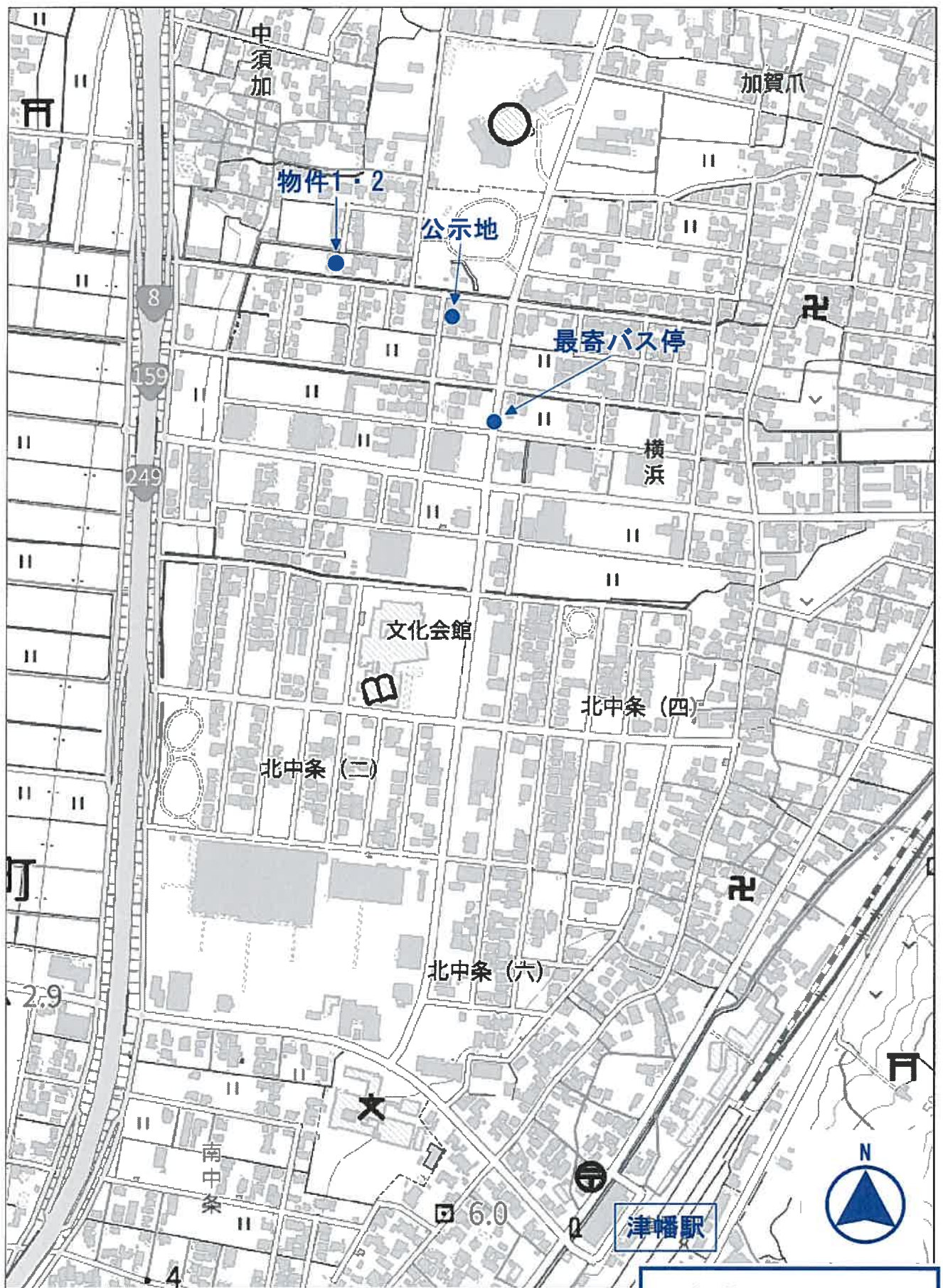
第6 参考価格資料

地価公示地 津幡-2
所 在 : 河北郡津幡町字横浜に66番5
価 格 : 58,500 円/㎡
位 置 : JR七尾線「津幡」駅から北西方へ道路距離で約1.2km。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 165 ㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 西側幅員6m町道に接面
用途指定等 : 非線引都市計画区域、第1種中高層住戸専用地域
(建ぺい率60%、容積率200%)
地域の概要 : 一般住宅の中に空地等も見られる住宅地域

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図
- ~~2 住宅明細図等~~
- 3 公図写
- 4 地積測量図写
- 5 建物図面・各階平面図写
- 6 土地建物位置関係図
- 7 建物間取図
- 8 現況写真

以 上

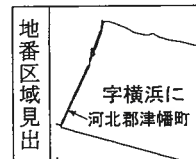


受命物件の位置図

イ 68-3 ハ 68-1 ホ 14-1 ト 28-2 リ 28-4 ル 29-3
74-1 10-2 17-1 28-3 28-9 つづく



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 河北郡津幡町
B 河北郡津幡町

請求部	所在	河北郡津幡町字横浜に		地番	49番2	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類旧
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項	



これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(金沢地方方法務局管轄)

令和7年3月28日

富山地方方法務局

請求番号: 6-1
(1/2)

登記官

A3を縮尺したものである



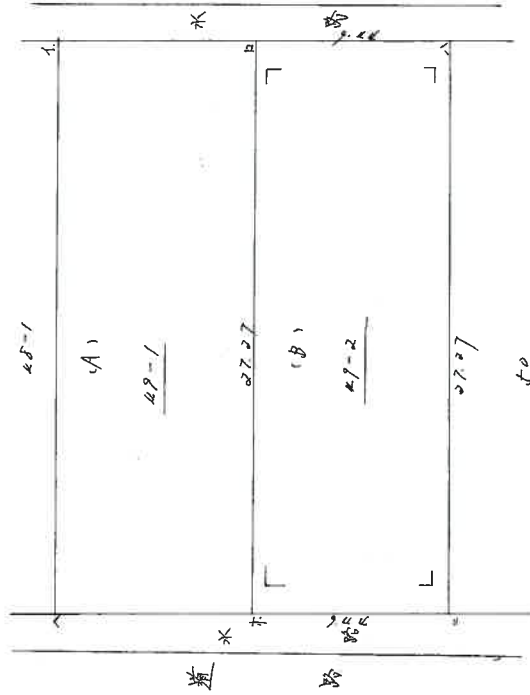
登記年月日：昭和55年7月10日

9528887

地番 49-2-49-1 地積測量図

土地の所在 右川根河北郡津幡町横浜

N ←



求積

(B) $27.27 \times 47.2 = 257.625m^2$

(A) $51.5 - 257.4258 = 257.5712m^2$

境界点	境界線の種類	概要
1.ハ.ニ.へ	固定境界線	川根
ロ.ホ	合成境界線	横浜

(日国測9)

A3を縮尺したものである

地積測量図写

製作者	申請人	縮尺	1/250
士			

(昭和55年7月8日作製)

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

55.7.10

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(金沢地方延務局管轄)

令和7年3月28日 富山地方延務局

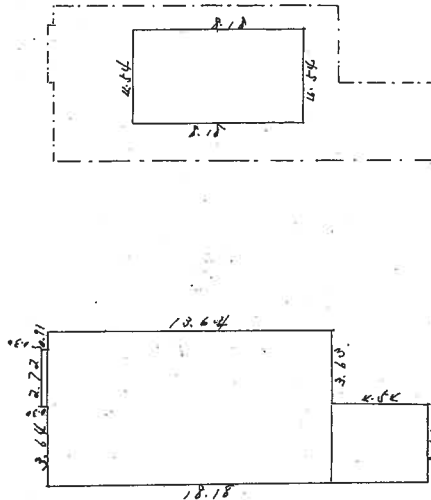
登記官

9612356 各階平面図

建物図面

家屋番号	49-2
建物の所在	石川県河北郡津幡町字横矢49番地2

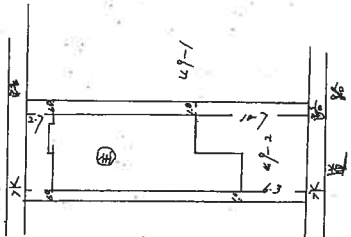
1階



2階

$$\begin{aligned} 2.70 \times 0.30 &= 0.8160 \\ 7.27 \times 10.18 &= 73.8286 \\ 2.64 \times 4.54 &= 11.9856 \\ \hline &= 85.6302 \end{aligned}$$
$$\begin{aligned} 2 \text{ 階} \\ 4.54 \times 4.18 &= 18.8772 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 116.5058 \text{ m}^2 \\ 107.10 \text{ m}^2 \end{aligned}$$



A3を縮尺したものである

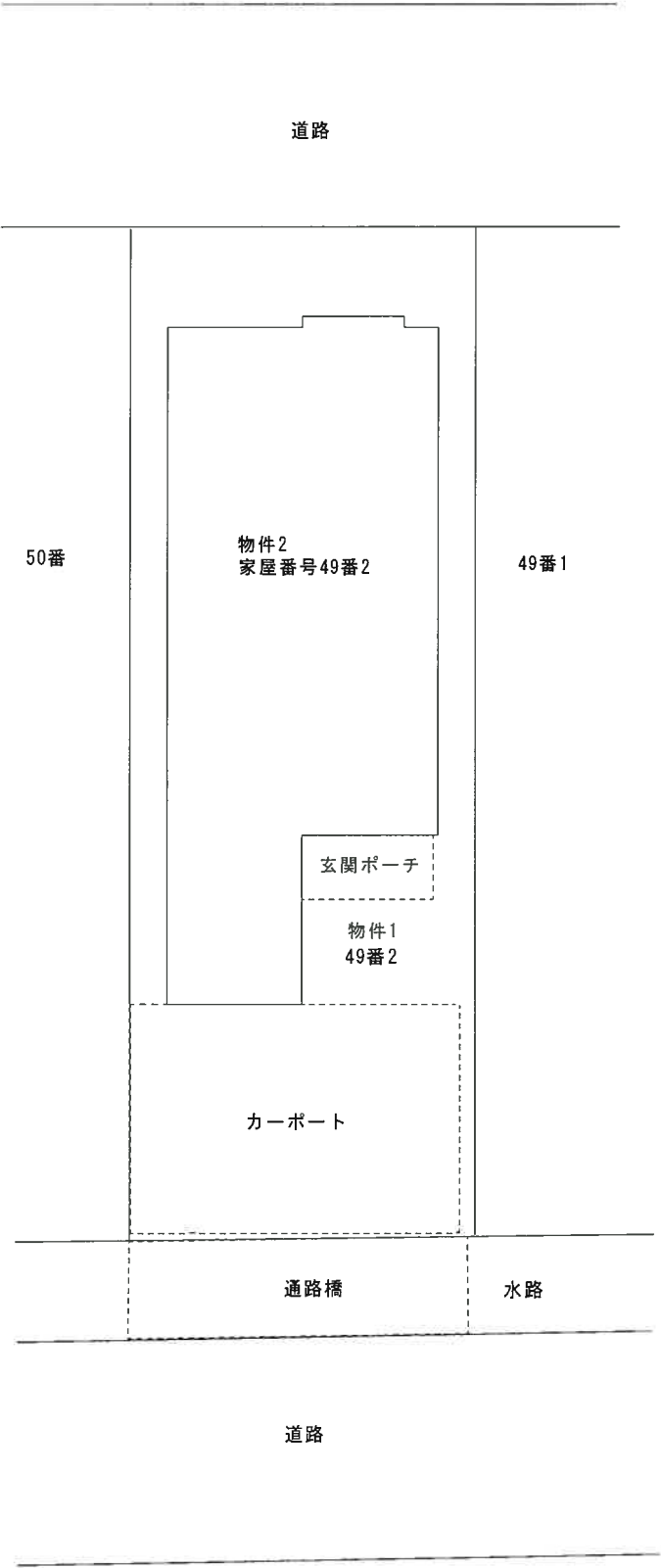
建物図面写

各階平面図写

製者	申請人	縮尺	1/250
		縮尺	1/500

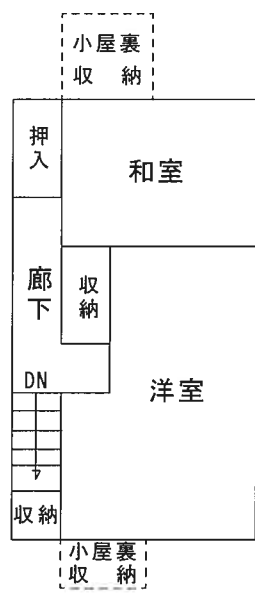
(石川県土地家屋調査士会用品)

土地建物位置関係図

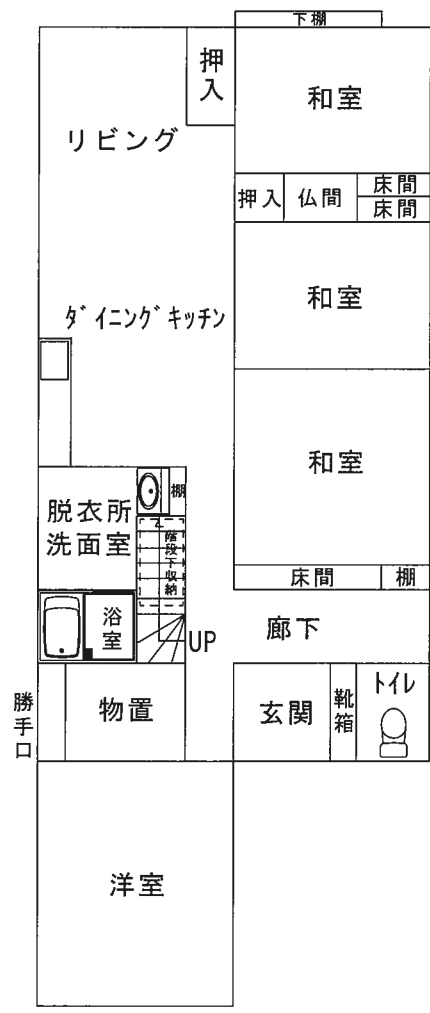


※ 当該図面は現地概測、法務局備付の地図等から推定して作成したものであり、必ずしも正確な図面ではない。

建 物 間 取 図



2 階



1 階

※ 当該図面は現地概測、法務局備付の地図等から推定して作成したものであり、必ずしも正確な図面ではない。



現況写真



現況写真